

これまでにあった SNS上での誹謗中傷や人権侵害

事例1

衣料品店 従業員への土下座強要事件(2013年10月)

どんな事件？

子ども連れの女性客が「商品に穴が空いていた」と訴え、従業員に土下座をさせた上、その様子を携帯電話のカメラで撮影しSNSへ投稿。従業員の被害届けを受け、女性は強要の疑いで逮捕された。

事件後は？

「店員を土下座させたクレマー」として、「炎上」のターゲットに。女性の氏名、住所、子どもの写真などが、ネット上で瞬く間に暴露された。店員への人権侵害を犯した女性、そしてその行為に今度は多くの人がネット上で誹謗中傷を行なってしまった。人権侵害、炎上、不特定多数からの誹謗中傷など、一連がSNS上で起き、このような事件は以降も続発している。



事例2

子役から活躍する女優への誹謗中傷事件(2018年10月)

どんな事件？

子役として活躍していた女性は、9歳の頃から10年もの長い間にわたり、SNS上などで様々な誹謗中傷を受け続けてきた。自分の意見を発信し続ける女性への誹謗中傷はどんどんエスカレートしていき、身内へも及んでいった。

事件後は？

一向に止まない誹謗中傷に対し、ついに女性は裁判を起こすことを決意。インターネット事業者(プロバイダー)に、犯人を特定するための情報開示を求めた。一年後、東京地裁は発信者の住所や氏名の開示をプロバイダに命じた。その後、相手に対し刑事告訴を起こし、被告が女性側に示談金約315万を支払うことで示談が成立した。



事例3

デマが巻き起こしたガラケー女事件(2019年8月)

どんな事件？

茨城県の高速度道路で起きた悪質なあおり運転事件。蛇行運転などで進路をふさぎ停車させた上、犯人は相手男性の顔を殴りつけた。逮捕された男は、過去にも同様の事件を繰り返しており、あおり運転を取締る法律が改正されるきっかけともなった。

事件後は？

被害者のドライブレコーダー映像が報道され「加害者の側にガラケーで撮影していた女」がいることが判明した。とあるユーチューバー男性により、ある女性が「ガラケー女」として特定され広く拡散されたが、まったくのデマであった。事件と無関係の女性はSNS上で晒され、自身の会社へは迷惑電話や誹謗中傷のメッセージが殺到した。2021年2月、女性はこのユーチューバーに対し、「デマにより名誉を傷つけられた」と賠償を求めて裁判を起こした。



事例4

Jリーグサポーターなりすまし事件(2020年9月)

どんな事件？

人気J1チームのサポーター(実在する人物)のなりすまし事件。神戸のチームに対し「市民はもう1回震災で逝くといひ」、外国人選手に対しては「国に帰れ!」(いずれも原文ママ)といった、差別的な投稿がSNS上で多数行われ拡散した。

事件後は？

チームは「SNSにおける差別・偏見・誹謗中傷にあたる投稿について」と声明を発表。投稿には「断罪されるべき」と怒りをあらわにし、「これらの行為は絶対に許容しません」と声を上げている。また全面的に戦う姿勢を見せている。



人が使うからこそ「SNS」。ネットという広大な公共空間にSNSを通じて多くの人々が存在しているのです。それは私たちが暮らす街と同じようなもの。自分はどこでどのように行動するのか。正しく使っていくための「約束」を自分たちで決める必要があります。

